

上下水道料金表

水道料金表(税抜き) ※令和7年6月検針分から令和8年5月検針分まで適用

用途・種別	基本料金(1月につき)		超過料金 1 m ³ につき
	水量	料金	
家庭用	使用水量 8 m ³ まで	1,134円	8 m ³ を超え20m ³ まで 203円 20m ³ を超え30m ³ まで 213円 30m ³ を超えるもの 223円
営業用	使用水量 10m ³ まで	1,930円	10m ³ を超え30m ³ まで 233円 30m ³ を超え100m ³ まで 253円 100m ³ を超え500m ³ まで 273円 500m ³ を超えるもの 293円
浴場営業用	1 m ³ につき 128円		
官公署その他団体用	使用水量 10m ³ まで	2,030円	10m ³ を超え100m ³ まで 253円 100m ³ を超え500m ³ まで 283円 501m ³ を超えるもの 313円
臨時用	1 m ³ につき 503円		
私設消火栓用	1 個 1 回20分以内につき 2,000円		
連合専用	1 戸あたりの料金は家庭用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。		

下水道使用料表(税抜き)

種別 \ 区分		水量(1 箇月につき)	使用料
一般汚水	基本	8 立方メートルまで	500円
	超過(1 立方メートルにつき)	8 立方メートルを超え30立方メートルまで	85円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	95円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	105円
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	115円
		300立方メートルを超え500立方メートルまで	120円
		500立方メートルを超え1000立方メートルまで	137円
		1000立方メートルを超えるもの	141円
		浴場業汚水	
連合専用		1 1 戸あたりの使用料については、一般汚水を適用する。 2 使用料算定の基礎となる水量は各戸均等に使用したものとみなす。	